

砂利採取法運用要領等の改正概要

1 砂利採取業務主任者試験合格証及び認定証の裏書きの廃止

砂利採取業の登録または変更の登録時に係る砂利採取業務主任者の手続きについて、現行要領においては合格証または認定証の裏面に登録情報を記載することを規定しているが、砂利採取業者登録名簿により管理が可能であること、電子公印による合格証等の発行が可能となったことから、合格証等の裏面に登録情報を記載する旨の規定を削除する。

2 砂利採取業務主任者試験に係る日程等の公告方法の見直し

砂利採取業務主任者試験の日程等について、現行要領においては県報による公告に限定していたが、県ホームページによる公告で十分周知が図れることから、県報以外の方法による公告を可能とすることを規定する。

3 砂利採取休止・廃止届書を受理した場合の関係市町村等に対する通知を規定

砂利採取場の廃止の状況について、令和6年度砂利採取法担当者会議において確認したところ、全ての県民センターにおいて砂利採取場の廃止届を受理した際、関係市町村等へ通知を行なっていたことから砂利採取休止・廃止届書を受理した際に認可権者から関係市町村等へ通知することを明文化する。

4 砂利採取業務主任者の登録等における住民票の添付を規定

砂利採取業務主任者の登録及び変更の登録について、現行要領（別表1及び2）においては住民票または健康保険証の写しの添付を規定しているが、砂利採取業者の登録等に関する規則第2条第2項第4号に基づき住民票の添付を規定する。

5 砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領の所要の改正

1の改正に伴う所用の改正を行うもの。